

2021.3.25

総合計画審議会
専門部会資料

資料第1号

「各主体が取り組んでいくこと」の取り扱い

～自治のまちづくり条例の内容をどう落とし込むのか～

都市政策課

現総計

「各主体が取り組んでいくこと」を、まちづくり基本計画の**各施策ごとに設定**



現総計の点検

- ① 設定にあたり、**評価の視点が必要**（現総計では評価が困難であった）
- ② 総合計画としては**全施策を俯瞰した内容**が望ましい。
（分野別計画等に「各主体が取り組んでいくこと」が設定されていることが多い。
一方で、俯瞰的な内容としては自治のまちづくり条例に規定がある。）



検討の方向性（案）

- ① （「各主体が取り組んでいくこと」を）**まちづくり構想に規定**する ← **共有すべき部分**として
- ② **自治のまちづくり条例をベース**とする
- ③ 現計画の課題であった**評価を意識した設計**にする
- ④ **行政の役割**については、まちづくり基本計画の**行政運営につながる**ように。 ← 詳細は基本計画へ

主な論点

- ① **構想に規定**することについて
- ② **自治のまちづくり条例の内容をどう落とし込むか。** 評価の視点や実効性をどう担保するかなど
- ③ 【行政の役割について】 **不足する視点**はないか。

「尼崎市自治のまちづくり条例」

【基本理念】

- ① まちづくりに関する情報の共有
- ② シチズンシップの向上と、まちづくりへの参画
- ③ 協働の取組
- ④ 対話

【市民等の権利及び責務】 ※①が権利 ②～⑤が責務

- ①まちづくりの情報を得るとともに、参画することができる。
- ②まちづくりの主体としての自覚と、他者を理解し、自己の発言及び行動に責任をもつ。
- ③協働にあたっては、相互理解を深め、自発性及び自主性を尊重する。
- ④子どもは、年齢や成長に応じて①から③の権利や責務を有する。
- ⑤事業者は、①から③のほか、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努める。

【市長等の責務】

- ①自治のまちづくりの支援と協働の推進
- ②人材の育成と体制の整備

【論点①】 構想に規定することについて

【論点②】 自治のまちづくり条例の内容をどう落とし込むかについて

■ 評価の視点

→ 自治のまちづくりが推進されているかどうか（基本理念が対象）

- （課題）
- ・ 行政だけでは評価しきれない。協働で進捗を測るべきか。
 - ・ 定量だけでなく、定性的に測る必要がある。

■ 市民等が取り組んでいくことの実行性の向上などの工夫

（課題）

自治のまちづくり条例の内容を記載する場合、実行性を向上させるような工夫ができないか。

【論点③】 行政の役割として、不足する視点はないか ※現総計をベース

● 自治のまちづくりの推進

- 自治の推進に向けた環境整備（プラットフォーム機能の強化）

● 行財政基盤の強化

- ファシリティマネジメントの着実な推進
- 持続可能な行財政基盤の確立

● 実効力の向上

- 組織力の向上（人材育成含む）
- 情報化の推進
- （連携促進）

各項目の内容は
基本計画で検討